

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(配当等の処理)</p> <p>第19条の11 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は正会員が行う。</p> <p>7 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>(配当等の処理)</p> <p>第19条の11 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社が行う。</p> <p>7 (略)</p>